

## にしのみやしぱーとなーしっぷせんせいしょうめいせいど 西宮市パートナーシップ宣誓証明制度

### にしのみやしぱーとなーしっぷせんせいしょうめいせいど ○西宮市パートナーシップ宣誓証明制度

にしのみやしぱーとなーしっぷせんせいしょうめいせいど たが じんせい ぱーとなー まいにち せいかつ  
西宮市パートナーシップ宣誓証明制度は、互いを 人生の パートナー として、毎日の 生活

ちから あ やくそく にん にん せいてきまいのりてい  
で 力を 合わせることを 約束した、1人 または 2人 が性的マイノリティで あることにつ

いて、 パートナーシップを 宣誓したことを 市が 証明するものです。

にほん す がいこくじん にしのみやしぱーとなーしっぷせんせい  
日本に 住む 外国人も、西宮市パートナーシップ宣誓を することが できます。

ぱーとなーしっぷせんせいしょうめいせいど がいこくじん にほん こくせき  
このパートナーシップ宣誓証明制度によって、外国人が日本の国籍をもらうことはできません。

せんせい ひと  
(1) 宣誓することができる人

した ひと  
下の①～⑤すべてがあてはまる人

にん ほうりつ き せいねん さいいじょう  
① 2人とも 法律に が決めた 成年（20歳以上）であること

にん また にん ほんしない じゅうしょ ほんしない ひ こ よてい  
② どちらか1人 又は 2人が 本市内に 住所が ある、本市内への 引っ越しを 予定し  
ている

にん けっこんあいて けっこん とどけで じじつじょう けっこん  
③ 2人ともに 結婚相手（結婚の 届出は していないが 事実上 結婚している ことと

おな  
同じ

かんけい ひと ふく  
関係に ある人を 含む。) がない

にん ぱーとなーしっぷせんせい あいていがい ひと ぱーとなーしっぷ  
④ 2人とも このパートナーシップ宣誓を する 相手以外の 人と パートナーシップを

つくっていない

り ほうりつ 民法 1896 ねん ねん ほうりつだい 89 だいい 734 じょう また だいい 735 じょう  
⑤ 2人ともが 法律（民法）（明治29年（1896年）法律第89号）第734条 又は 第735条の

き けっこん ひと  
決まり により 結婚できる 人。

てつづ ひつよう しょるい  
 (2) 手続きするために必要な書類

ぱーとなーしっぷせんせいしょけんかくにんしょ  
 ① パートナーシップ宣誓書兼確認書

じゅうみんひょう うつ 3 げついない しやくしょ ししょ  
 ② 住民票の写し（3か月以内に 市役所、支所などで もらったもの）

しがい す かた にしのみやし ひ こ  
 市外に住んでいる方：西宮市に 引っ越し することが わかるもの

でんしゅつしょうめいしょ いま す し ひ こ しょうめい しょるい  
 ・ 転出証明書（今 住んでいる 市から 引っ越しを することを 証明する 書類）

ばいばいけいやくしょ いえ とち う か やくそく しょるい  
 ・ 売買契約書（家や 土地などを 売ったり 買ったり することを 約束した 書類）

ちんたいしゃくけいやくしょ いえ か やくそく しょるい  
 ・ 賃貸借契約書（家を 借りることを 約束する 書類）

など

どくしん けっこん しょうめい しょるい  
 ③ 独身（結婚などをしていないこと）を証明 する書類

にほんじん こせきぜんぶじこうしょうめいしょ  
 日本人：戸籍全部事項証明書

がいこくじん こんいんようけんぐ びしょうめいしょ けっこん しょうめい しょるい たいしかん  
 外国人：婚姻要件具備証明書（結婚が できることを 証明する 書類です。大使館、

りょうじかん がいこくご か にほん ご ほんやく ひと  
 領事館で もらえます。外国語で 書いている ときは、日本語で 翻訳した 人の

なまえ か ほんやく ぶん いっしょ だ  
 名前を 書いて、翻訳した文と 一緒に 出してください

ほんにん しょるい うんでんめんきょしょう ばすぽーと  
 ④ 本人であることがわかる書類（運転免許証、パスポートなど）

せんせい  
 (3) 宣誓すると

しえいじゅうたく もうしこみ  
 ① 市営住宅への 申込が しやすい になります

し はんざい かた さぽーと う  
 ② 市で 犯罪に あった 方への サポートが 受けやすくなります

(4) 宣誓せんせいするために

宣誓せんせいを したい日ひの 7日にちまえ前までに、 西宮市男女共同参画推進課にしのみやしだんじょきょうどうさんかくすいしんかまで

連絡れんらく してください。にほんご (日本語のみ)

0798-64-9495

(5) 注意ちゅうい

この制度は、法律上せいど ほうりつじょうの 権利・義務けんり ぎむはありません。法律上ほうりつじょうの 効力こうりょくはありません。